

収 入
印 紙

特定区域での試(採)掘権の設定申請

年 月 日

北海道経済産業局長 殿

住所(郵便番号)

試(採)掘申請人 氏名又は名称 印

(電話番号)

下記の区域について、試(採)掘権の設定の許可を受けたいので、事業計画書及び区域図を添えて、申請します。

記

- 1 申請の区域の所在地
- 2 申請の区域の面積
- 3 目的とする特定鉱物の名称

備考

- 1 鉱業法施行規則様式第 2 の備考 1、2、3、4、6、8、9、10、11、12、13 に準ずる。
- 2 区域図には、鉱業権を設定しようとする土地の区域と鉱業法第 38 条第 1 項の規定により指定された特定区域との関係を明示すること。
- 3 海域に申請する鉱区の全部又は一部が設定される場合は、経済産業大臣に申請すること。それ以外の区域に係る申請は、その鉱区の所在地を管轄する経済産業局長に申請すること。

事業計画書

年 月 日

住所

試(採)掘申請人 氏名又は名称

- 1 鉱業法第 38 条第 4 項第 5 号に規定する期間中の特定鉱物の掘採計画
- 2 掘採の方法
- 3 掘採を行うための資金計画
- 4 掘採を行うための体制
- 5 予想される鉱害の範囲及び態様
 - (1) 土地の掘さくによるもの
 - (2) 坑水又は廃水の放流によるもの
 - (3) 捨石又は鉱さいのたい積によるもの
 - (4) 鉱煙の排出によるもの
 - (5) その他の原因によるもの
- 6 目的とする特定鉱物又はそれと類似のものに関する掘採の実績
- 7 鉱業権の設定を受けようとする区域における探鉱の実績及び探査で得られた情報を踏まえた鉱床の評価
- 8 採掘権の設定を受けようとする区域における試掘の実績及び試掘で得られた情報を踏まえた鉱床の評価(採掘権の申請の場合に限る。)
- 9 特定鉱物の販路(採掘権の申請の場合に限る。)その他必要な事項

鉱業法施行規則様式第 26（第 4 条第 1 項、第 22 条の 2 第 1 項、第 22 条の 4 第 1 項、第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項関係）

試（採）掘区域図（世界測地系）

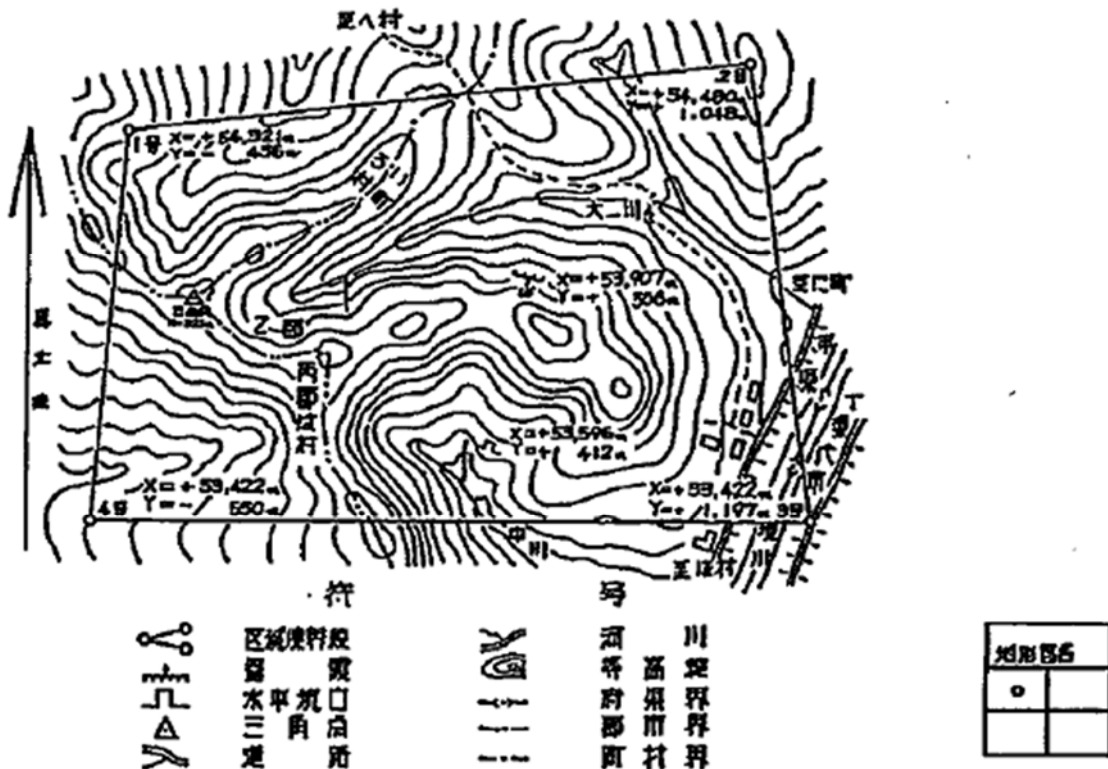
縮尺

年 月 日出願（申請）

住所

試（採）掘出願（申請）人 氏名又は名称

- 1 出願又は申請の区域の所在地
- 2 出願又は申請の区域の面積
- 3 目的とする鉱物の名称
- 4 平面直角座標系の系番号



備考

- 1 試（採）掘区域図（世界測地系）は、上記の例により作成すること。
- 2 区域図の縮尺は、10,000 分の 1 とすること。ただし、鉱業法第 21 条第 1 項に基づいて設定された鉱区においては、その区域の面積が 20 ヘクタール未満のとき又は縮尺 10,000 分の 1 によつては区域が明示し難いときは、5,000 分の 1 とすることができる。鉱業法第 40 条第 3 項若しくは第 7 項又は鉱業法第 41 条第 1 項に基づいて設定された鉱区においては、10,000 分の 1 によつては区域が明示し難いときは、縮尺を明記の上、適宜の縮尺によること。
- 3 地形図名欄には、試（採）掘出願（申請）地を含む国土地理院発行の 50,000 分の 1 地形図が発行されている区域の場合は、その図名を記載し、さらに、当該出願（申請）地の位置が当該地形図を 4 等分した区画のうち、いずれの区画に該当するかを○印で表示すること。

- 4 符号は、国土地理院発行の 50,000 分の 1 の地形図の図式記号及び日本工業規格鉦山記号 (JIS M 0101) によること。
- 5 符号のうち、次に掲げるものは、それぞれの色別によること。
 - 赤色・・・三角点の標高、真北線、出願 (申請) の区域の頂点及びその番号、頂点の座標値、境界線
 - 青色・・・河川、湿地、湖沼、海岸線
 - かつ色・・・道路
 - 黒色・・・三角点、等高線
- 6 用紙は、上質紙、和紙、合成紙その他の長期保存に適したものをを用いること。
- 7 記載には、印刷インク、ボールペン (水性かつ染料を使用したものを除く。)、絵具、墨その他の退色し、又は消失しないものをを用いること。
- 8 肩書は、原則として、図面左上に書くこと。